

市第 77 号議案 福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

	名 称	指定管理者	所 在
1	鶴見区福祉保健活動拠点	社会福祉法人 横浜市鶴見区社会福祉協議会	鶴見区鶴見中央四丁目 32 番 1 号
2	神奈川区福祉保健活動拠点	社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会	神奈川区反町 1 丁目 8 番地の 4
3	南区福祉保健活動拠点	社会福祉法人 横浜市南区社会福祉協議会	南区浦舟町 3 丁目 46 番地
4	港南区福祉保健活動拠点	社会福祉法人 横浜市港南区社会福祉協議会	港南区港南四丁目 2 番 8 号
5	保土ヶ谷区福祉保健活動拠点	社会福祉法人 横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会	保土ヶ谷区川辺町 5 番地の 11
6	旭区福祉保健活動拠点	社会福祉法人 横浜市旭区社会福祉協議会	旭区鶴ヶ峰一丁目 6 番地の 35
7	磯子区福祉保健活動拠点	社会福祉法人 横浜市磯子区社会福祉協議会	磯子区磯子三丁目 1 番 41 号
8	金沢区福祉保健活動拠点	社会福祉法人 横浜市金沢区社会福祉協議会	金沢区泥亀一丁目 21 番 5 号
9	港北区福祉保健活動拠点	社会福祉法人 横浜市港北区社会福祉協議会	港北区大豆戸町 13 番地の 1
10	緑区福祉保健活動拠点	社会福祉法人 横浜市緑区社会福祉協議会	緑区中山町 413 番地の 4
11	都筑区福祉保健活動拠点	社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会	都筑区荏田東四丁目 10 番 3 号
12	戸塚区福祉保健活動拠点	社会福祉法人 横浜市戸塚区社会福祉協議会	戸塚区戸塚町 1 6 7 番地の 25
13	栄区福祉保健活動拠点	社会福祉法人 横浜市栄区社会福祉協議会	栄区桂町 2 7 9 番地の 29
14	瀬谷区福祉保健活動拠点	社会福祉法人 横浜市瀬谷区社会福祉協議会	瀬谷区二ツ橋町 3 1 8 番地の 5

指定期間についてはいずれも、18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日